

令和6年度放課後等デイサービス事業所事業提案募集要領

(目的)

第1条 所沢市の障害児支援体制をより一層充実させるため、「障害児通所支援事業所指定の手引き（令和6年3月改定版 埼玉県福祉部障害者支援課）」に指定されている「市町村長の意見書」（以下、「意見書」という。）を交付する放課後等デイサービス事業所の選定のために必要な事項を定めることを目的とする。

2 意見書の交付件数は2件を上限とする。

(事業提案)

第2条 事業所評価を受けようとする者（以下、「事業提案者」という。）は、埼玉県が定める基準を満たすほか、別紙事業提案書を所沢市に提出するものとする。

2 事業提案書の受付期間は令和6年7月1日から令和6年7月24日までとする。

3 事業提案者となることを検討する者からの質問を令和6年6月17日から令和6年6月26日まで受け付ける。なお、質問は所沢市こども未来部こども福祉課宛（a9223@city.tokorozawa.lg.jp）のEメールによるものとする。

(評価項目)

第3条 所沢市は、事業所評価にあたっては、事業提案書に基づき、以下各号に掲げる項目を総合的に判断するものとする（うち、(1)～(3)は特に重視して評価する）。

(1) 事業所の立地及び送迎の有無

・送迎の利用率の低い町名

北野、小手指元町、小手指台、小手指南、東住吉、西住吉、久米、寿町、宮本町、御幸町、有楽町、北有楽町、金山町、喜多町、星の宮、西新井町、東新井町、上安松、日比田、本郷、若松町、並木、北原町、中新井、中富南、中富、神米金、北岩岡、岩岡町、緑町、向陽町、けやき台、花園、狭山ヶ丘、東狭山ヶ丘、三ヶ島

・送迎する事業所の少ない学校

西富小、荒幡小、泉小、並木小、北中小、中富小、美原小、東所沢小、安松小、富岡中

- (2) 強度行動障害の児童の受入れの可否
- (3) 営業日及び営業時間帯のニーズへの適合
- (4) 障害児相談支援事業所併設の有無
- (5) 地域の支援者間連携の可否
- (6) 幅広い障害特性への支援ノウハウ
- (7) 子どものライフステージを通じた支援ノウハウ
- (8) 所沢市の子どもが通う学校との連携ノウハウ
- (9) 人材育成及び人材定着のための取り組み
- (10) 障害児通所支援以外のサービス併設の有無
- (11) 所沢市在住者の優先的雇用
- (12) 事業提案内容の実現性及び持続可能性

(評価者)

第4条 事業所評価は、放課後等デイサービス事業所開設希望者評価委員会（以下「評価委員会」という。）にて行う。

2 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) こども政策課長
- (2) こども支援課長
- (3) こども福祉課長
- (4) 青少年課長
- (5) 保育幼稚園課長
- (6) こども家庭センター所長
- (7) 障害福祉課長
- (8) 健康管理課こころの健康支援室長

(評価手順)

第5条 事業提案者のうち所沢市が意見書を交付するものは以下の手順による。

2 事業提案者が2者以内の場合は、所沢市と事業提案者にて事業内容の相談

の上、意見書を交付するものとする。

- 3 事業提案者が3者以上である場合は、書面審査及び評価委員会におけるプレゼンテーションを基に所沢市が2者を選定する。評価委員会におけるプレゼンテーションの対象となる事業提案者は書類審査結果の上位者から概ね5者程度とする。

(その他)

第6条 この要領に定めるもののほか、運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和6年5月27日から施行する。